

教育民生常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 1 号 平成 29 年度岩国市一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 9 号 平成 30 年度岩国市一般会計予算

以上 2 議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 2 号 平成 29 年度岩国市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 3 号 平成 29 年度岩国市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 4 号 平成 29 年度岩国市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

議案第 8 号 平成 29 年度岩国市病院事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 11 号 平成 30 年度岩国市後期高齢者医療特別会計予算

議案第 12 号 平成 30 年度岩国市国民健康保険特別会計予算

議案第 13 号 平成 30 年度岩国市介護保険特別会計予算

議案第 24 号 平成 30 年度岩国市病院事業会計予算

議案第 28 号 岩国市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

議案第 37 号 岩国市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第 38 号 岩国市国民健康保険基金条例の一部を改正する条例

議案第 39 号 岩国市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第 40 号 岩国市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

議案第 41 号 岩国市介護保険条例の一部を改正する条例

議案第 42 号 岩国市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議案第 43 号 岩国市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議案第 44 号 岩国市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議案第 45 号 岩国市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

以上 18 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第 9 号 平成 30 年度岩国市一般会計予算のうち、当委員会所管分の審査におきまして、総務費の特定防衛施設周辺整備費のこどもインフルエンザ予防接種助成事業に関し、委員中から、「子育て支援策に力を入れている本市として、インフルエンザ予防接種率の向上に努めるべきと考えるが、接種の状況はどのようになっているのか」との質疑があり、

当局から、「過去の実績をもとに平成30年度は対象者の半数程度の接種を見込んでいるが、副反応が起こるおそれがあることや、接種時の子供の健康状態にもよることなどから、医師の指導のもと、保護者の判断によって接種していただくものと認識しており、市として一律に接種を勧奨することが困難な面もあり、結果として接種率が伸びていないのが現状である」との答弁がありました。これを受けて、委員中から、「子供がインフルエンザにかかれば、学校、家庭、家族の勤務先等へ大きな影響を与えることから、接種率が100%になるよう取り組むべきではないか」との質疑があり、当局から、「まずは接種の実態把握に努め、できる限り高い接種率となるよう、普及啓発に取り組んでまいりたい」との答弁がありました。

続いて、小中学校学校給食運営事業に関し、委員中から、「平成30年度から学校給食費の無償化が実施されることとなるが、それまでの学校給食費の滞納についてはどのように対応するのか。また、滞納者は無償化の対象となるのか」との質疑があり、当局から、「滞納者に対しては、これまで学校長名で行っていた通知を教育長名等に変更するなどして、無償化後も継続して納付を求めていく。また、滞納の有無にかかわらず、全員を無償化の対象とするものである」との答弁がありました。

続いて、委員中から、「市内に所在する県立と私立の中学校については、無償化の対象にはならないと承知しているが、何らかの支援策は考えられないのか」との質疑があり、当局から、「学校給食法の規定により、学校給食は設置者において管理運営されるものであることから、今回の無償化の対象は、市が設置している小・中学校としたものであるが、今後、子育て支援という観点も含めて検討してまいりたい」との答弁がありました。

本議案のうち、当委員会所管分につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号 岩国市介護保険条例の一部を改正する条例の審査におきまして、討論において、一部委員から、「当局の努力は評価するものの、改正により、保険料が高くなり、市民の負担が増加することから、反対する」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。